

平成30年第31回公安委員会会議録

日時	11月22日(木曜日)	自午後1時30分 至午後4時20分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞3件、意見の聴取23件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 審議

2019年熊本県警察運営方針(案)について

警務部から説明の後、委員による審議が行われ、原案のとおり可決された。

【委員からの質問等】

委員から「運営方針では『強い警察』という言葉を使っているが、強い、固い、粘り強いなどを表す『強靱』という言葉もある。この検討はしたのか」旨の発言があり、警察から「そのような意見も出たが、『強い』から『強靱』に変更するまでの理由や、治安情勢にも特段の変化がないことから『強い』を継承することになった」旨の説明があった。

併せて、委員から「以前、『強い』という言葉には、強靱、しなやか等すべてが含まれているとの説明を受けた。その主旨は継承しても良いと思っている」旨の発言があった。

2 報告

(1) 年末年始における警戒活動等の強化について

ア 実施目的

年末年始における県民の「安全・安心」な暮らしを確保するため、総合的な体制を確立し、挙署一体となって警察官による「見せる街頭活動」等の警戒活動を強化するとともに、防犯ボランティア団体、自治体、企業等と連携・協働して、各種犯罪防止を図るもの

イ 活動期間

(ア) 年末の警戒活動

平成30年12月1日(土)から同月31日(月)までの31日間

(イ) 特別警戒活動

平成30年12月21日(金)から同月31日(月)までの11日間

(ウ) 初詣等における事故防止活動

平成31年1月1日(火)から同月3日(木)までの3日間

ウ 活動重点

(ア) 金融機関、コンビニ店等深夜営業店舗対象強盗事件の防止

(イ) 振り込め詐欺等の被害防止

(ウ) 子供・女性に対するわいせつ・声かけ事案の被害防止

(エ) 被災地及び繁華街における警察活動の推進

エ 活動内容

(ア) 警察官による立寄り活動、防犯指導等の強化

(イ) 金融機関、コンビニ店等における水際対策の強化

(ウ) 「登下校防犯プラン」に基づく対策の推進

(エ) 被災地警戒活動の継続及び繁華街における街頭活動の強化 等

オ 本部員による特別警戒活動

平成30年12月21日から同月29日の期間は、現在実施中の本部員特別警戒活動における繁華街警戒の体制を強化して活動する。

※ 強化期間中は、警務部、生安部、警備部、警察学校で実施
(刑事部、交通部は別途警戒を実施)

【委員からの質問等】

委員から「振り込め詐欺の被害防止のため、知人方に警察署から『振り込め詐欺に用心してください』という葉書が届いたが、その中に『最寄りの警察署に相談してください』と書かれてあり、知人はとても心強いと話していた。県警は、地道にきめ細かく取り組んでいると非常に感激した」旨の発言があった。

また、委員から「振り込め詐欺の被害額が減少しているが、これまでの取組が功を奏したのか」旨の質問があり、警察から「金融機関の協力を得て行っているATM対策が一番効果を発揮していると思う」旨の説明があった。

(2) 地域警察官による職務質問活動強化月間の実施結果について

熊本県警察では、平成30年10月1日(月)から10月31日(水)までの31日間、犯罪取締りの強化と犯罪抑止を図る目的で、地域警察官による職務質問強化月間を実施し、窃盗、占有離脱物横領等の刑法犯、覚せい剤取締法違反、銃刀法違反(刃物携帯)の特別法犯、飲酒運転等の悪質交通違反を検挙した。期間中の地域警察官による刑法犯、特別法犯の検挙人員の総数は343人であった。特に特別法犯の検挙人員が、刑法犯に比較して非常に増加した。

今後の取組として、職務質問に対する地域警察官の更なる意識の向上と技能の伝承を図ることとする。

【委員からの質問等】

委員から「特別法犯の検挙人員が、刑法犯に比較して非常に伸びているが、これに力を入れたのか」旨の発言があり、警察から「不審者への職務質問で、覚醒剤、大麻や木刀等の所持が判明し、これを検挙したことで件数が伸びている。また、盗撮の検挙も増加している」旨の説明があった。

(3) 「飲酒運転根絶広報啓発強化期間」の実施について

ア 目的

飲酒運転根絶に係る広報啓発活動を全県的に展開し、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という規範意識を県民に浸透させることにより、飲酒運転の根絶を図るもの

イ 実施期間

平成30年12月1日（土）から同年12月10日（月）までの10日間

ウ 推進内容

(ア) 広報啓発の強化

- a マスメディア等を活用した効果的な広報啓発活動の推進
- b 関係機関等との協働による飲酒運転根絶気運高揚施策の推進
- c ハンドルキーパー運動の周知

(イ) 安全運転管理者等選任事業所との連携強化

(ウ) 交通安全教育の推進

【委員からの質問等】

委員から「安全運転管理者等選任事業所との連携強化とは何か」旨の発言があり、警察から「日頃から協力関係にあるが、期間中、安全宣言や飲酒運転根絶宣言の社内掲示等をお願いすることになっている」旨の説明があった。

(4) えがお健康スタジアムにおけるテロ対応訓練の実施結果について

ア 目的

本県において、ラグビーワールドカップ2019等の国際スポーツ大会をえていることから、平成30年7月に設立した「テロ対策パートナーシップ推進会議くまと」の枠組みを活用し、えがお健康スタジアムにおいてテロ等不法事案発生を想定した初動対応能力の向上及び官民連携の強化を図ることを目的として実施した。

イ 訓練概要

(ア) 日時

平成30年11月13日（火）午後2時から午後4時まで

(イ) 場所

熊本市東区平山町2776番地
えがお健康スタジアム

(ウ) 参加者（約170人）

a 警察（100人）

- ・ 外事課、警備第一課、警備第二課、機動隊、熊本東警察署等
- ・ 九州管区警察局情報通信部機動通信課、情報技術解析課

b 熊本県スポーツ振興事業団（えがお健康スタジアム職員）（10人）

c 「テロ対策パートナーシップ推進会議くまもと」会員（約60人）

(エ) 内容

a 第1部 ～ サイバー攻撃に関する教養

- ・ サイバー空間の脅威
- ・ ビデオ教養（国際スポーツイベントにおけるサイバー攻撃）
- ・ サイバー攻撃発生時の対処要領
- ・ 情報セキュリティ対策

b 第2部 ～ 車両突入対応訓練

- ・ 避難誘導等
- ・ 車両突入阻止
- ・ 被疑者制圧
- ・ 爆発物処理

c 検討会

- ・ 訓練を終えての教訓事項
- ・ 近年の国際テロ情勢の説明
- ・ 警備部長講評

【委員からの質問等】

委員から「大会開催中は、県外部隊の応援派遣を検討しているのか」旨の発言があり、警察から「自県で対応する予定である」旨の説明があった。

第3 報告・決裁等

1 審査請求（H29 No.6）に係る裁決書の決裁

広報県民課長から説明があり、決裁が行われた。

2 「熊本県暴力団排除条例第19条第3項及び第20条第1項違反」に伴う違反行為者への「勧告書」の発出並びに同条例第30条違反に伴う「事実の公表」に係る「意見陳述通知書」の送達等並びに県公報掲載の決裁

組織犯罪対策課暴力対策官から説明があり、決裁が行われた。

3 平成30年第30回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務局から説明があり、決裁が行われた。

4 審査請求（H29 No.5）審理経過の報告

公安委員会事務局から報告が行われた。

5 警察苦情の新回答方針の説明

公安委員会事務局から説明が行われた。

6 要望対応の報告

公安委員会事務局から報告が行われた。

第4 全国公安委員会連絡会議自由討議説明

本年11月26日に東京都で開催される、全国公安委員会連絡会議の自由討議の説明が行われた。討議テーマ等はおりのとおり。

- 1 「来日外国人対策の拡充」～警務課総合企画室
- 2 「変容する社会と警察」～生活安全企画課・交通企画課
- 3 「縮小社会を考える」～警務課総合企画室